農家の皆様へ

河川・道路の刈草を再使用しませんか?

O条件は次のとおりです。

- ◆刈草は無料で提供します。
- ◆県とあらかじめ協定を結んでいただきます。
- ◆県が指定する場所に取りに来ていただきます。
- ◆自ら堆肥、飼料等に再使用していただきます。
- ◆刈り草を引き取った証として受領書を提出していただきます。

○農家の皆様と地域社会の皆様にメリットがあります。

農家の刈草利用のメリット

- ・無料提供なので経済的
- ・除草剤を使用していない有機資源である
 - →地力の増進、安心で安全な農産物栽培

地域社会のメリット

- ・自治体の焼却施設の負担減
- ・CO2 発生の削減
- ・資源の有効利用

〇刈り草の利用例

- ・牛の飼料
- ・畑のマルチング材(敷材)
- ・糞尿の水分調整剤
- ・畑地の土壌改良剤(鋤き込んで利用)

問い合わせ窓口

愛知県西三河建設事務所 維持管理課 維持修繕グループ 電話 0564-27-2789